

平成21年5月11日

1. 出席議員

1 番	松 田	義 太	9 番	水 頭	喜 弘
2 番	松 尾	勝 利	10 番	橋 川	宏 彰
3 番	松 本	末 治	11 番	中 西	裕 司
4 番	光 武	学	12 番	谷 口	良 隆
5 番	馬 場	勉	13 番	小 池	幸 照
6 番	森 田	和 章	14 番	松 尾	征 子
7 番	徳 村	博 紀	15 番	中 村	雄一郎
8 番	福 井	正	16 番	橋 爪	敏

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	澤 野	政 信
局 長 補 佐	下 村	浩 信
管 理 係 長	江 口	隆 史

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
副	市長	出	村	素	明
総	務部長	北	村	和	博
市	民部長	北	村	建	治
産	業部長	山	本	克	樹
建	設環境部長	北	御門	敏	則
会	計管理者兼会計課長	岩	田	輝	寛
企	画課長	藤	田	洋	一郎
総	務課長	中	川		宏
財	政課長	迎		和	泉
市	民課長兼選挙管理委員会事務局長	田	中	一	枝
税	務課長	中	村	和	典
福	祉事務所長	峰	松	靖	規
保	険健康課長	打	上	俊	雄
農	林水産課長	森	田	利	明
商	工観光課長	松	浦		勉
ま	ちなみ建設課長	平	石	和	弘
環	境下水道課長	亀	井	初	男
水	道課長	福	岡	俊	剛
教	育長	小	野原	利	幸
教	育次長兼教育総務課長	田	中	敏	男
生	涯学習課長兼中央公民館長	谷	口	秀	男
同	和对策課長兼生涯学習課参事	中	村	信	昭
農	業委員会事務局長	井	手	清	治
監	査委員事務局長	中	島	と	しえ
監	査委員	植	松	治	彦

平成21年5月11日（月）議事日程

開 会・開 議（午前10時）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案の上程（市長の提案理由説明）
- 日程第4 議案第27号 専決処分事項の承認について
（鹿島市税条例等の一部を改正する条例）
（質疑、討論、採決）
- 日程第5 議案第28号 専決処分事項の承認について
（鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
（質疑、討論、採決）
- 日程第6 議案第29号 専決処分事項の承認について
（平成20年度鹿島市一般会計補正予算（第7号））
（質疑、討論、採決）
- 日程第7 議案第30号 専決処分事項の承認について
（平成20年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号））
（質疑、討論、採決）
- 日程第8 議案第31号 鹿島市税条例の一部を改正する条例について
（質疑、討論、採決）
- 日程第9 議案第32号 鹿島市固定資産評価員の選任について
（質疑、討論、採決）
- 日程第10 常任委員の選任
- 日程第11 議会運営委員の選任

午前10時 開会

○議長（橋爪 敏君）

おはようございます。ただいまから平成21年鹿島市議会5月臨時会を開会いたします。

会議に入る前に、去る4月1日付の人事異動によりまして、部課長級の異動がっておりますので、鹿島市議会先例等申し合わせにより、出村副市長より職員の御紹介をお願いいたします。出村副市長。

○副市長（出村素明君）

おはようございます。それでは、先ほどありますように、4月1日付で部課長級の異動があつておりますので、私のほうから紹介をさせていただきます。なお、敬称は省略いたします。

左のほうから建設環境部長、北御門敏則でございます。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

次に、会計管理者兼会計課長、岩田輝寛。（「おはようございます。よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

企画課長、藤田洋一郎です。（「よろしくお願ひいたします」と呼ぶ者あり）

次に、財政課長、迎和泉でございます。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

市民課長兼選挙管理委員会事務局長、田中一枝でございます。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

同和対策課長、中村信昭。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

税務課長、中村和典。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

保険健康課長、打上俊雄でございます。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

商工観光課長、松浦勉でございます。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

農林水産課長、森田利明です。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

今年から都市建設課とまちなみ活性課が一本化いたしまして、平石和弘まちなみ建設課長でございます。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

教育次長兼教育総務課長、田中敏男でございます。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

議会事務局長、澤野政信でございます。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

監査委員事務局長、中島としえでございます。（「よろしくお願ひいたします」と呼ぶ者あり）

農業委員会事務局長、井手清治でございます。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

次に、鹿島・藤津地区衛生施設組合事務局長、山田次郎でございます。（「よろしくお願ひいたします」と呼ぶ者あり）

以上、職員の紹介を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。（「よろしくお願ひいたします」と呼ぶ者あり）（拍手）

午前10時4分 開議

○議長（橋爪 敏君）

それでは、本日の会議を開きます。

日程は、お手元の日程表どおりといたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（橋爪 敏君）

まず、日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に9番水頭喜弘君、10番橋川宏彰君、11番中西裕司君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第2．会期の決定を議題といたします。

今期臨時会の会期は、お手元の会期日程（案）のとおり、本日5月11日の1日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

御異議ないものと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。澤野事務局長。

○議会事務局長（澤野政信君）

諸般の報告をいたします。

まず、本日招集の5月臨時会に市長から議案6件の提出がありました。議案番号、議案名は、お手元に配付しております議案書の目次に記載のとおりであります。

次に、監査委員から平成20年度1月分、2月分の出納検査結果に関する報告がありました。その写しをお手元に配付しておりますので、御了承をお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 議案の上程（市長の提案理由説明）

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第3．議案の上程であります。

議案第27号から議案第32号までの6議案を一括して上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

皆さんおはようございます。本日、ここに平成21年5月市議会臨時会を招集し、諸案件につきまして御審議をお願いするものでございますが、議案の提案に先立ちまして、本市における新型インフルエンザへの対応について申し上げます。

今般、メキシコに端を発した新型インフルエンザは、北米からヨーロッパにかけ感染が拡大し、WHOも警戒レベルを段階的に引き上げているのは御承知のとおりであります。

現在、政府は、いわゆる「水際での侵入阻止」のため空港や港での検疫を強化し、県や市町村レベルでもパンデミック（世界的大流行）を前提とした態勢の整備を急いでおります。

本市におきましても、昨年秋から本格的な準備に取りかかり、「鹿島市新型インフルエンザ対策行動計画」の策定、各種防護用品の備蓄、市民への啓発活動などを行ってきたところ

でございますが、今日の状況を受け、市長を本部長とする市対策本部の設置、保健福祉事務所や医師会などの関係機関との調整など、さらに取り組みを強化いたしております。

また、この連休期間中もエイブルの保健センターに職員を常駐させ、情報収集や市民からの問い合わせへの対応などを実施してきたところでございます。

ここに来まして厚生労働省は、10日、感染が確認された3人と一緒に渡航していた高校生1人も新型に感染していることを確認したと。国立感染症研究所が確定診断をした。日本の検疫での感染が確認されたのは計4人、日本人の感染者は8日に判明した米国イリノイ州シカゴ在住の男児を含め計5人となったと、こういうふうな発表がなされたところでございまして、私どもといたしましては、切迫感を感じまして緊張をしているところでございます。

今後は、行動計画では想定していなかった事態なども予想されますが、県や医師会などの関係機関との連携を密にして、日ごろからの予防に努め、いざという場合の被害と混乱を最小限に抑えるために、医療供給や社会機能の維持など危機管理体制の整備に万全を期したいと存じます。

それでは、今議会に提出いたしました議案につきまして提案理由の要旨を御説明いたします。

まず、議案第27号 専決処分事項（鹿島市税条例等の一部を改正する条例）の承認について申し上げます。

専決処分いたしました鹿島市税条例等の一部を改正する条例につきましては、3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布され、4月1日から施行されたことに伴い、条例の改正が必要になったものでございます。

改正の主な内容としましては、優良住宅宅地造成等による長期譲渡所得の課税の特例の延長、公的年金等からの市民税の特別徴収の開始、医療関係者の養成所及び直接救急医療等確保に供する固定資産税の非課税措置などでございます。

次に、議案第28号 専決処分事項（鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認について申し上げます。

専決処分いたしました鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、3月31日に地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布され、4月1日から施行されたことに伴い、条例の改正が必要になったものでございます。

改正の内容としましては、国民健康保険税の介護納付金分の課税限度額の引き上げなどでございます。

次に、議案第29号 専決処分事項（平成20年度鹿島市一般会計補正予算（第7号））の承認について申し上げます。

地方自治法第179条の規定により3月31日付で専決処分いたしました一般会計補正予算（第7号）は、予算の総額に102,217千円を追加し、補正後の総額を12,906,401千円といた

したものでございます。

歳入では、地方譲与税、地方消費税交付金、地方交付税などの主要一般財源及び市債発行の確定額の計上を行っております。

また、定額給付金交付事業において交付額が増額となりましたので、国庫補助金の増額計上を行っております。

これに伴い歳出では、定額給付金の交付金の増額と各事業の財源調整を行うとともに、市債等の繰り上げ償還に備え減債基金へ110,000千円の積み立てを行い、今後とも計画的で健全な財政運営に努めるものでございます。

次に、議案第30号 専決処分事項（平成20年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号））について申し上げます。

今回の補正は、鹿島市浄化センター等運転管理業務に係る委託料の契約額の確定により、平成20年度補正予算（第2号）において設定しました平成21年度から平成23年度までの債務負担行為の限度額を減額いたしましたものであります。

次に、議案第31号 鹿島市税条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布され、6月4日に施行されることに伴い、条例の改正が必要になるものでございます。

改正の内容としましては、認定長期優良住宅に係る固定資産税の特例を新設するものでございます。

次に、議案第32号 鹿島市固定資産評価員の選任について申し上げます。

現評価員武藤竹美氏の退職により後任として現税務課長中村和典氏を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

以上、議案の概要につきまして御説明いたしました。詳細につきましては、御審議の際、担当部長、または課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（橋爪 敏君）

お諮りします。議案第27号から議案第32号までの6議案は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第27号から議案第32号までの6議案は委員会付託を省略することに決しました。

日程第4 議案第27号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第4. 議案第27号 専決処分事項の承認について（鹿島市税条例等の一部を改正する条例）の審議に入ります。

当局の説明を求めます。中村税務課長。

○税務課長（中村和典君）

おはようございます。議案第27号 専決処分事項の承認について申し上げます。

議案書の1ページから7ページをごらんください。

専決処分いたしました鹿島市税条例の一部を改正する条例につきましては、3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布され、4月1日から施行されましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、今議会において内容を報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

これまで税の条例改正につきましては、わかりにくいという声がありましたので、改正の主な内容、2点につきましては詳しく御説明を申し上げたいと思います。

1つ目は、公的年金受給者の納税の便宜や徴収事務の効率化を図る観点から、本年10月の年金支給分から個人住民税を特別徴収する、いわゆる天引きが始まります。この制度の導入につきましては、平成20年度の税制改正において決定され、鹿島市におきましても平成20年9月定例会におきまして議決をいただいたところであります。

特別徴収の対象であります。65歳以上の公的年金の受給者のうち納税義務のある方が対象となります。現在、鹿島市で公的年金を受給されている方が約8,200名ほどいらっしゃいますが、そのうちの約2割に相当する1,600名の方が対象になれる見込みであります。

一方、国の試算では、夫の年金収入が2,000千円程度の標準的な世帯については、対象とはならないと言われております。今回の改正では、年金以外の所得からは特別徴収はできないこととなっております。公的年金からの天引きにつきましては、従来から所得税について源泉徴収が行われ、介護保険制度が創設された平成12年以降、介護保険料について特別徴収が行われてきたところであります。また、平成20年10月からは国民健康保険税及び後期高齢者医療制度に係る保険料についても公的年金からの特別徴収が実施されています。

今回の制度改正は新たな税負担を求めるものではなく、納税方法を変更するものであります。私たちが制度改正の趣旨が年金受給者の方に伝わるよう丁寧な周知広報に努めていく所存であります。

2つ目の改正は、本年度固定資産の評価がえに伴い、宅地や農地等に係る負担調整の仕組みを継続するとともに、据置年度において地価が下落している場合に価格の下落修正ができる特例措置を継続することとなったものであります。土地の負担調整措置の仕組みですが、3年ごとの評価がえによる急激な税負担の増加を緩和するため、負担調整措置が講じられ、毎年徐々に評価額に基づく税負担に近づけていく制度であります。これを平成21年度から平成23年度まで継続することになりました。

内容といたしましては、商業地等の宅地の課税標準額は評価額の70%に据え置くとともに、200平米以下の小規模住宅用地については、特例として6分の1に軽減する措置を、また、

200平米を超える一般住宅用地については、特例として3分の1に軽減する措置を平成23年度まで継続するものであります。

それでは、それぞれの改正点につきましては、議案説明資料の新旧対照表により説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

議案説明資料の1ページをごらんください。

最初に、4月1日から施行されました第1条による改正について申し上げます。

第36条の2第4項は、寄附金控除を受けようとする場合に市長に提出する様式の追加であります。

第54条第7項は、引用条文の項ずれに伴う改正であります。

第56条は、医療機関関係者の養成所、いわゆる看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士などの養成所を社会医療法人などが設置する場合も固定資産税を非課税対象に加えるものであります。現行の制度では、日本赤十字社など公的医療機関が開設した養成所に限定されていたものが、社会医療法人等を追加する規定でございます。

2ページをごらんください。

第58条の2は、社会医療法人が緊急医療確保事業として行う救急医療、災害医療、僻地医療、周産期医療、小児救急医療の5事業のうち、1つ以上の事業を実施する固定資産について非課税措置が創設されたものであります。これによりまして申告書の提出に関する条文の新設も行われております。本年2月10日現在で、この認定になったところが全国で30の病院が認定を受けておられます。県内では伊万里市の病院が救急医療で唯一認定を受けられている状況でございます。

次に第59条は、固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告の条文であります。引用条文の条ずれによる改正であります。

3ページをごらんください。

第93条第2項は、たばこの卸売販売業者等の売り渡し等に関する条文であります。民法に法律番号を明記する改正であります。

次に、附則の改正について申し上げます。

第10条の2は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の条文であります。同条の2第2項は、引用条文が新設されたことに伴う改正であります。

4ページをごらんください。

第10条の2第5項及び第6項は、引用条文の項ずれによる改正であります。

5ページをごらんください。

表右側、第10条の3は、4ページの末尾にあります阪神・淡路大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等の条文であります。これを削除する改正で

あります。

5ページをごらんください。

第11条は、土地に対して課する適用年度の変更による見出しの改正であります。同じく第11条の2第1項及び6ページの第2項は、土地の価格の特例に関する適用年度の変更による見出し及び条文の改正であります。

6ページをごらんください。

表右側、第11条の3は、鉄軌道用地の価格の特例であります、これを削除する改正であります。

第12条の第1項から第6項までは、宅地等に対して課する適用年度の変更による見出し及び条文の改正であります。

8ページをごらんください。

第13条は、農地に対して課する適用年度の変更による見出し及び条文の改正であります。

9ページをごらんください。

第15条の2は、特別土地保有税の課税の特例であります、適用年度の変更による条文の改正であります。同じく第2項は、特例期間の延長に伴う改正であります。

第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例であります、特例期間を平成26年度まで延長する改正であります。

10ページをごらんください。

中段以下の第2条による改正は、未施行条例の改正の専決処分であります。

それでは、鹿島市税条例の一部を改正する条例の一部改正について説明をいたします。

第38条は、個人市民税の徴収方法の条文であります、第47条の2第2項を削除することによる改正であります。

第47条の2は、先ほど説明をいたしました公的年金等に係る所得に係る個人市民税の特別徴収の条文であります。

11ページをお願いいたします。

第47条の2第2項では、特別徴収対象年金所得者について、給与所得及び年金所得以外の所得がある場合に、給与及び年金所得以外の所得に係る所得割額を加算して特別徴収する方法の規定を削除する改正であります。つまり、年金所得以外の所得割は加算しないという改正であります。同じく第2項は、第3項を第2項に繰り上げ、条文の第1項を前項に改正するものであります。

次、第47条の3、特別徴収義務者は第47条の2第2項を削除することによる改正であります。

12ページをごらんください。

第47条の5第1項から第3項は、年金所得に係る仮特別徴収税額等で、第47条の2第2項

を削除することによる改正であります。

次に、附則について説明をいたします。

13ページをごらんください。

第8条第2項は、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例であります、引用条文の第1項を削除する改正であります。

14ページをごらんください。

第16条の4第3項2号は、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例であります、寄附金控除の上限において総所得金額に土地等に係る事業所得等の金額を追加する改正であります。つまり、寄附金控除の控除額の上限を総所得金額の30%とするものであります。

同じく第17条第3項2号は、寄附金控除の上限において長期譲渡所得等の金額を追加する改正であります。

15ページをごらんください。

第18条第5項2号は、寄附金控除の上限において短期譲渡所得等に係る金額を追加する改正であります。

第19条第2項2号も、同じく寄附金控除の上限において株式等に係る譲渡所得の金額を追加する改正であります。

16ページの第20条第2項2号は、寄附金控除の上限において先物取引に係る雑所得等の金額を追加する改正であります。

17ページ、第20条の4第2号は、寄附金控除の上限において条約適用利子等の金額を追加する改正であります。

同じく第20条の4第5項2号は、寄附金控除の上限において条約適用配当等の金額を追加する改正であります。

18ページをごらんください。

鹿島市条例の一部を改正する条例（平成20年条例第15号）附則について説明をいたします。

第1条、施行期日は、1号、3号、4号は項ずれによる改正であります。

第2条、個人の市民税に関する経過措置、第6項以降は、23ページの第24項を第6項に改正することに伴い、第6項以降が1項ずつ後にずれる項ずれによる改正であります。

19ページをごらんください。

附則第2条第10項は、上場株式等に係る課税配当所得の金額を100分の1.8に相当する額に改正するものでございます。

20ページをごらんください。

第2条第13項及び21ページの第15項は、源泉徴収選択口座内配当等に係る少額配当等、それ以外のものの区分を削除することによる改正であります。

21ページをごらんください。

第17項は、経過措置の延長による参照条文の改正及び税率の区分の改正であります。

内容といたしましては、課税譲渡所得等の金額を5,000千円で区分していたものを廃止し、税率を一律に1.8%にする改正であります。

22ページをごらんください。

第18項は、引用条文のずれによる改正であります。

23ページをごらんください。

第22項は、経過措置の期限延長による改正であります。

以上で説明を終わりますが、御承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいま説明していただきましたが、わかりにくいから詳しく説明しますということですが、やっぱりわかりません。

まず、ずばりお尋ねをしたいと思いますが、今回の改正によって税額の影響額というのがどういう形でまず総体的に出てくるんですか、この改正によって。

○議長（橋爪 敏君）

中村税務課長。

○税務課長（中村和典君）

お答えをいたします。

まず、公的年金からの個人住民税の特別徴収でございますが、これにつきましては、先ほど申し上げますように、税額の新たな負担を求めるということでなくて、税の徴収方法を変更するという事で考えております。

それから、本年度土地等に係る評価がえの年でございますが、土地はもう御存じのように、今ですね、下落の傾向でございます。そういったことで税額がアップするというふうなことは考えておりません。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今回の改正というのが先ほどの説明でもありました。今もおっしゃいましたが、新たな税の負担を求めるものではないということですが、結局は市民にとっては税額というのは変わらないかもわかりませんが、なんなく税徴収ができるという、もちろん納税というのは義務ではありますかね。ただ、今の状況の中で、例えば、介護保険料、後期高齢者医療もそうで

すがね、年金から引かれるということによって余分な収入というのがほとんどない人が多いわけですね。そういう中で本当に生活ができない状況がね、非常に出てくるわけですが、今回こういう形で新たな税徴収を公的年金からやるということによって、市として税の収納というのはスムーズにいくかもわかりませんが、そのことによる市民の生活への影響がどう出るとお考えなのか。これは税務課長が答弁するものでもないかもわかりませんがね、その辺についてはいかがお考えでしょう。

○議長（橋爪 敏君）

中村税務課長。

○税務課長（中村和典君）

お答えをいたします。

昨年、公的年金から後期高齢者の税等を徴収するということになったときも、いろいろ混乱があったかと思いますが、今回の年金からの住民税の引き落としについても、今国のほうからいろんな通達が来ておりますが、やっぱり年金受給者の方に対して正しく理解していただくように、早目にこういった広報なり周知の取り組みについて実施をなさいたいということで指示が参っております。そういったことで、今回この議会において承認をいただければ鹿島市としても、早速、年金受給者の方に対してこういった啓発をやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

御承認いただければということですね、既にこれは専決処分されているわけですがね、御承認いただけないんですよ。それはいいとしまして、例えば、当然そういう制度があつてそういう対応をせんといかんということになりますが、私はそういう事態になったときにね、ただ単に年金者に対する御理解いただきますよんという説明ではなくて、やっぱりそういう当然やらなくちゃいけないとわかっていても、それを引かれることによっていろんな問題が出てくる家庭もあると思うんですよ。だから、そういう人たちに対するいろんな対応、例えば、減額ももちろんですけど、差し引きをしないとかね、その人の条件によってのいろんな対応のことも必要だと思っておりますが、そういうことまで考えられているんですか。ただ単に納税してもらわんと困りますので、御理解くださいというだけでなくね、その辺まで考えた対応が今考えられているのかどうか、そこが大事じゃないかと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

中村税務課長。

○税務課長（中村和典君）

お答えをいたします。

本年度の確定申告が終わって、今4月に入りましてから新年度の課税の入力をやっておりますが、個々にそういった所得の状況、税額の状況が日々はっきりわかってまいりますので、今議員から御指摘のように、今回の年金天引きの対象になられる方については、なるべく早い時期にそういった折衝を持ちながら理解をしていただくような努力をいたしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

やっぱり理解をしていただくということで、出していただくというだけの頭しかないわけですよね。それは当然、徴収する側としてはそうだと思いますがね。しかし、やっぱり当然そうであってもね、そこに金額的にあつたにしてもどうしようもできない家庭もあるんですよ、それが入らないとね。例えば、介護保険料にしても年金天引きですね。最近、資料が出されていましたが、鹿島は97%か8%ですか、徴収率は。そういう数字が県内の各自治体の数字で出ていたと思いますね。割と鹿島の徴収は上だったと思いますが、それでもやっぱり数%の人はね、払えないというのが出ている事実もあるわけですね、介護保険。さらにそれに上乘せしてくるわけですから、これ以上には言いませんが、ただ単に納税の御理解をいただくというだけじゃなくて、そういう実態をよく知って、相手の実態を知って、それへの市としての独自の対応もね、やっぱり取り組んでいただくということを私はお願いしておきたいと思います。

次に、固定資産税の問題ですが、今これは全国的に土地は下落しておりますがね。今回の評価がえによって、これまでと比べて固定資産税の税収がどう移行するとお考えなのか、鹿島市で極端に上がったところはもう1カ所もないんじゃないかと、よくわかりませんが私は思うわけですが、このことによって果たして今までとしたりどれくらいの減収になるのか、増収になるのか、その辺はどう見込まれているのかお尋ねをします。

○議長（橋爪 敏君）

中村税務課長。

○税務課長（中村和典君）

お答えいたします。

私もまだ4月新任早々で、今回の評価がえの状況について、まだ十分にちょっと熟知をいたしておりませんが、特に固定資産の中で家屋の新築、あるいは増改築、こういったものの件数が年々減少いたしております。そのことによって固定資産の増収は望まれないかというふうな危惧は持っております。そういった点だけが現在私が把握している状況でござ

います。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

はい、わかりました。私はいつもこの専決処分というあり方をね、非常に許せないと思う。特にこういう大事な問題について、ここでただ単に説明をいただいてというような形での了解をしなくちゃいけないということ自体、私はどうしてもいまだに納得いかない。もちろん、国が3月31日に決めて、そして4月1日からするというふうな形で国がやってくる、国のあり方が悪いわけですがね。そういう状況というのは、流れというのはある程度つかめていると思うんですよね、これまでの動きの中でね。ですから、例えば、そういう形で議会でじゃなくてもいいですので、私はやっぱりこういう動きということについては、前もって全議員にも説明をしていただきながら、もっと私たちがね、本当に理解できるような形での審議を十分にすることが私は必要じゃないかと思います。これを今ここでね、ここに出されたところで言ってもしょうがありませんがね。もちろん、ほかの議員御理解されているか、していないのは私だけかもわかりませんが、私はそう思います。よりですね、特に市民の本当に今、大変な状況の中で、毎日の生活に直接かかってくる大きな問題だと思います。そういうことで、ぜひ今後はこういう流れがあるならば前もってね、本会議じゃなくても結構です。もちろん本会議でそういうことができるあればありませんので、対応していただくことをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

1点だけ、市の固定資産税に対する基本方針だけをお尋ねしておきたいと思いますが、ただいま担当課長のほうから、人事異動があったばかりでね、非常に税制、市税の中身というたら相当幅も広いし、深いし、その事実を全部つかまれるのには少々時間がかかるものということは前提としつつもではありますが、前任者の武藤税務課長の委員会の席上での答弁を引き合いにここで市長にお尋ねをしたいんですが、全国的に、また当市においても、土地の評価はそれ相当に今下がってきておると。しかし、それを税額にどのように反映をされるのかという本議員の質問に対して、税額そのものはそのまま凍結をさせたいというような方針を示されて、それでは理屈に合わないんじゃないですかというようなやりとりを3月議会時点でする経緯があります。そういった点で、土地の下落に伴う税額の当然として下落というのが自然のあり方だろうと思うんですが、ここら辺をどのように市として考えられておるのか、人事異動期を一つの節目に方針の再確認をしておきたいと、このように思っております。

○議長（橋爪 敏君）

中村税務課長。

○税務課長（中村和典君）

お答えをいたします。

今、議員御指摘のように、土地の相場というのは下落傾向がずっと続いているわけですが、国、県、市の方針も全く同じでございますが、土地の評価については地価公示価格、いわゆる実勢価格の約7割相当までの評価をしていくというふうな方針がございます。それで、7割の評価に達したところについては据え置きをしていくと、それから70%に届かないところについては年5%ずつの評価でアップをしていくと、こういう今算定になっております。鹿島市も、その例によって現在課税の仕組みを行っているところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

私も実勢評価と税額としての要するに評価の差異のあることは承知をいたしております。実勢相場が下がっても、今言われるように、課税対象額というのは今7割という数字を示されましたけど、そこに届いていなければそれまでは税金の額としては、そこに到達するまでひねらないんだというようなことだろうというふうにとらえておりますが、そこは今までの運用上されてきた運用がですよ、要するに税収が欲しい余りに、その7割到達までは税額はひねらないというのはちょっとおかしいんじゃないかと、私の質問の意味おわかりですかね。そういうことを私はお尋ねしたんですが、従来までの実質課税額というのは、従来までの要するに法律とか規則とか、そういうものの運用の中で税額というとは決まってきたわけですね。それはそのままやっぱり運用は生かされるべきだという考え方が私の考え方ですよ。だから、地価が上がればそれ相当に反映をするし、地価が下がればそれ相当に税額に反映をするというのが自然の形ではないかと、納税者の立場からですよ。地価は下がっても7割にまだ到達していないから、そこまでは下げないんだというのは取る側の発想ではないかということをお聞きしておるんです。そういった点で、執行部の基本的な問題だろうと思います。納税者に対するメッセージとしてね、市長としてのお考えを聞いてみたいと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

出村副市長。

○副市長（出村素明君）

課税標準と税額との関係ですよ。先ほどから言っておりますように、評価額の7割課税というようなことで、達していない場合はそれに達するまでというようなことで、これは運用じゃないわけですよ。国からの行政指導といいますか、そういうふうなことで一気に税額が上がる、下がるというふうなことがないように負担調整という方法がとられているわけ

ですから、私たちはそれに従って課税額を決定していることとなります。したがって、市の考え方でこれの調整をしていくということにはなりません。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

納税者の立場からすれば、上がったときには市税も固定資産税も上がっていると。相場が下がれば当然下げてくださいと、こういう理屈に合わせて運用をされるべきではないかという議論ですよ。だから、7割到達までということであれば、従来もそれ相当の税額であったはず。そういうふうな観点からすれば、いま一つですね、すっと落ちない今の税額の決定のあり方について、いま一つすっと落ちない部分があると。これは今度出されております条例改正の内容そのものと直接関係はありませんので、条例改正それ自体には私は異議を唱えているわけじゃありませんけども、その問題で私はちょっと委員会で議論をしたんですけど、いま少し整理をして、我々に説明のつくような整理をして、ひとつ説明を改めていただければという要望を申し上げて、一応、きょうはそういった問題提起でとどめておきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第27号 専決処分事項の承認について（鹿島市税条例等の一部を改正する条例）は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第27号は提案のとおり承認されました。

日程第5 議案第28号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第5. 議案第28号 専決処分事項の承認について（鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の審議に入ります。

当局の説明を求めます。打上保険健康課長。

○保険健康課長（打上俊雄君）

それでは、引き続きまして議案書の8ページをお開きください。

議案第28号 専決処分事項の承認について御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

9ページは専決処分書でございます。

国において地方税法施行令の一部が平成21年3月31日に改正をなされましたので、本市も3月31日で必要な条例の改正を行ったところでございます。

10ページは条例改正の内容でございますが、別冊、議案説明資料の24ページにより御説明をいたします。

説明資料の24ページをお開きください。

24ページ目が新旧の対照表でございます。この中で、第2条第4項は、介護納付金課税額の変更でございます。

右の欄の旧が90千円、新しいほうが100千円となっております。主な改正は限度額の改正でございます。

それでは、25ページの表により御説明をいたします。

25ページは本市の国民健康保険税の一覧表にまとめた部分でございます。

御承知のように、本市の国民健康保険税は、その区分の欄をごらんください。

①医療分、②支援分、③介護分の3つに分かれております。

平成11年度までは医療分が一本でございましたが、平成12年度に介護保険が導入されて二本立てになりました。そして、平成20年度に後期高齢者医療が発足いたしましたので、②支援分が加わり、この3つの合計額が鹿島市の保険税条例になっているところでございます。

今回の条例改正でございますが、③の介護分の16行目に賦課限度額という部分がございます。これが従来までは90千円だったのを平成21年度より100千円に引き上げるものでございます。この賦課限度額につきましては、平成12年度に介護保険制度がスタートいたしまして、介護保険は3年ごとに税率を見直すというふうになっておりますので、4期目の見直しが行われたところでございます。賦課限度額の平成12年度においては70千円、15年度で80千円、18年度で90千円に改正され、本年度で100千円に改正をされるものでございます。

御参考までに平成21年度の税率の全部をそこに上げておりますので、ごらんください。

ここの賦課限度額は40歳から65歳未満、いわゆる2号被保険者の賦課限度額の上限を100千円に引き上げるものでございます。

以上で説明を終わりますが、この専決処分事項の承認につきましてよろしくお願いをいた

します。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

28号について質問したいと思いますが、これも先ほどのと同じでこの重要な案件について専決処分され、ここで採決ということ自体私はどうしてもなじめない状況です。

お尋ねをしたいと思います。まず、限度額が100千円に上がるということ自体やっぱり問題はありますが、お尋ねをしますのは、国保税は所得税によって決まっていくわけですが、寄附金控除制度というのができましたよね、ふるさと納税制度ですね。このことによって鹿島市でどれくらいの影響があっているかわかりませんが、ある程度所得のある人が寄附金などもされると思いますが、このことによって所得税への影響、そして、そのことが国保税の影響が私は出てくると思うんですよね。どれくらいふるさと納税に対する寄附金の状況があったかはよくわかりませんが、鹿島市においてそういう大きな寄附金、ふるさと納税制度によって大きな動きが今の状況で出てきているのか、まずそこからお尋ねをします。

○議長（橋爪 敏君）

打上保険健康課長。

○保険健康課長（打上俊雄君）

お答えをいたします。

ふるさと納税は住民税の税額そのものの控除になりますので、国保税には影響をいたしません。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

国保税は住民税と関係ないですかね。国保税は——所得税になりますかね。（発言する者あり）所得ですので——ごめんなさい、済みません。前もって打ち合わせておかんといかんやったです。

国保税は所得税によってだから住民税には関係しないわけですかね。ごめんなさい。そこ私が理解間違っていたらいけませんので、説明してください。

○議長（橋爪 敏君）

打上保険健康課長。

○保険健康課長（打上俊雄君）

現在、例えば、鹿島市にお住まいの方が別の市にふるさと納税をなされた場合は鹿島市の住民税よりその分が控除なされることになります。これは住民税額からその分を差し引くという形になりますので、所得自体には変更がございませんので、国保税への影響はないとい

うことになります。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

済みません。私が勘違いをしておりました。

次、お尋ねしますが、今回、限度額を90千円から100千円ということですが、大体どれくらいの所得の人で限度額ぎりぎりぐらいになるんですか。

○議長（橋爪 敏君）

打上保険健康課長。

○保険健康課長（打上俊雄君）

いろいろの設定により若干違いますが、被保険者が1名の場合は大体3,620千円、2名の場合は大体3,000千円で限度額に達するというふうに試算をしております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

もう1点お尋ねしますが、今までの90千円と100千円、その10千円の差額の分の世帯が大体どれくらいとみなされていますか。

○議長（橋爪 敏君）

打上保険健康課長。

○保険健康課長（打上俊雄君）

若干説明を加えますが、鹿島市の場合は限度額の伸びと同時に、25ページにお示しをしておりますように、税率そのものがことし上がりますので、限度額に達するのは、大体この介護世帯が2,800世帯から3,000世帯として見込んでおりますが、税率も伸びますので、大体10%が限度額に達するものと思います。

平成20年度は160世帯でしたので、大体、20年度5%、21年度はこの税率そのものの伸びも含めまして10%が限度額に達するものと試算しております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

それでは、終わりにしたいと思います。

いずれにしましても、今の状況の中で限度額が上がっていくということについては、やっぱり私はよくないと思います。特に低い人たちの金額が上がっていくわけですから、その辺については、今後の市の対応をどうされるかということについても問題が残ると思いますが、そういうことの意味を申しまして、終わりたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第28号 専決処分事項の承認について（鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第28号は提案のとおり承認されました。

ここで10分程度休憩します。11時15分から再開をいたします。

午前11時4分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第6 議案第29号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第6 議案第29号 専決処分事項の承認について（平成20年度鹿島市一般会計補正予算（第7号））の審議に入ります。

当局の説明を求めます。迎財政課長。

○財政課長（迎 和泉君）

議案第29号について御説明を申し上げます。

説明は議案書、議案説明資料、一般会計補正予算書（第7号）をもとに行いますので、お手元に御用意をください。

まず、議案書の11ページをお開きください。

議案第29号 専決処分事項の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成20年度鹿島市一般会計補正予算（第7号）について、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

12ページをお開きください。

12ページは専決処分書であり、平成21年3月31日付で一般会計の補正を行ったものでございます。

次に、別冊の議案第29号 平成20年度鹿島市一般会計補正予算（第7号）の補正予算書をごらんください。

1 ページをお開きください。

今回の補正は、予算の総額に102,217千円を追加し、補正後の総額を12,906,401千円としたものでございます。

2 ページをお開きください。

今回の補正は、地方譲与税や各種交付金、地方交付税のうち、特別交付税の確定に伴う増減及び市債発行の確定、またそれに伴う歳出予算の調整が主なものでございます。

まず、歳入について御説明をいたします。

自動車重量譲与税は6,947千円の増額。

地方道路譲与税635千円の減額。

利子割交付金2,085千円の増額。

配当割交付金256千円の減額。

株式等譲渡所得割交付金につきましては、41千円の減額。

地方消費税交付金19,959千円の減額でございます。

3 ページの7款、自動車取得税交付金は4,447千円の減額。

地方交付税のうち、特別交付税が72,839千円の増額。

交通安全対策特別交付金が252千円の減額。

13款2項の国庫補助金でございますが、1,436千円の増額。これは定額給付金の対象額の確定によるものでございます。

市債は44,500千円の増額。

総額102,217千円の増額となっております。

減額の大きい地方消費税交付金、自動車取得税交付金の理由につきましては、昨秋、アメリカで発生しましたリーマンショック以降の国内の景気低迷が大きな要因であると思われま

4 ページをお開きください。

このページは歳出の補正でございますが、内容につきましては、後ほど御説明をいたします。

5 ページは地方債でございます。

今回、広域営農団地農道整備事業債及び中山間地域総合整備事業債の充当率が90%から100%に、また、道整備交付金事業債の充当率が45%から100%に、それぞれ引き上げられましたので、110,200千円から154,700千円に44,500千円の増額補正を行うものでございます。

次に、歳出について御説明をいたしますので、ちょっと飛びますが、19ページをお開き

ださい。

2款1項4目．財産管理費の積立金として、減債基金に110,000千円を積み立て、21年度以降の市債等の繰り上げ償還に活用いたしたいと思います。

次の定額給付金交付費は、歳入でも御説明申し上げましたが、交付対象額の確定に伴い歳入と同額の1,436千円を増額いたすものでございます。

20ページをごらんください。

6款1項7目の農地整備費は、先ほど御説明をいたしました広域営農団地農道整備事業債及び中山間地域総合整備事業債の充当率の引き上げに伴う財源の組み替えでございます。

21ページをお開きください。

これも先ほど御説明をいたしました道整備交付金事業債の増額に伴う財源の組み替えでございます。

22ページの予備費につきましては、9,219千円の減額を行い、端数調整をいたしております。

23ページをお開きください。

これは地方債の現在高の調書でございます。この内容につきましては、別冊の議案説明資料の32ページで御説明をいたしたいと思います。別冊の議案説明資料の32ページでございます。

この表の一番下の合計欄をごらんください。左の欄から18年度末、19年度末、そして、右から2番目が20年度末になっております。

18年度末で約113億円、19年度末で約107億円、20年度末で約99億円と一般財源の市債残高は確実に減少をいたしているところでございます。

一番右の欄が19年度決算と今回の補正を比較したものでございまして、前年度対比758,958千円の減となっております。

欄外のほうに市債残高の実質負担額を記載いたしておりますが、市債のうち、国から交付税措置をされる部分を差し引きますと実質負担率は34.7%程度となりますが、市債の残高のうち、実質負担をする額というのは約3,440,000千円程度ということになります。

議案説明資料の26ページから33ページに今回の補正に関する資料を添付いたしておりますが、説明は省略させていただきたいと思っております。

以上で報告を終わりますが、専決処分事項について御承認をいただきますようによろしくお願いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

2点ほど質問をさせていただきます。

まず、定額給付金の問題であります。政権与党のですね、政府の景気対策の一環として定額給付金の制度が今回できて新たに市長のほうも、市のほうもですね、速やかにそれを実行させていただいたわけでありまして。市内におきましても5億円弱の金が市内で回っていくということで、非常に景気対策の一環としては実のあるものであろうと思います。

つきまして、市の現在の定額給付金の執行状況、先ほどは確定というふうなことで増額の予算書も出ておるようではありますが、実際、24日ぐらいにはそれぞれ世帯主あてに入っているとありますが、今の状況ですね、どのような状況であるのか、いわゆる1つは速やかに実施できたのか、その実施率はどうか、どれくらい残っているかというふうなことがあろうと思いますね。あるいはどういう問題点があったのか、もう1つ、事務経費の問題ですね、職員の方は多分大変な苦勞をされたというふうに思っておりますが、そのこと。

そしてまた、振り込みのときの公金利用の場合、銀行の手数料は要らないというふうに聞いておりますが、ほかの自治体においては、そのような問題もあるようでございますので、定額給付金に関する実務上の問題、その問題をお知らせをいただければと思います。

○議長（橋爪 敏君）

北村総務部長。

○総務部長（北村和博君）

定額給付金の鹿島市の状況ということで御報告をいたします。

5月8日現在、これは先週金曜日の状況ですけど、申請の件数につきましては、9,669件となっております。鹿島市の世帯が1万600世帯ということでございまして、先週の金曜日、5月8日現在では91.2%の方が申請は済まされているという状況でございます。

今週じゅうに第2回目の銀行振り込みを行いますけど、今週末の振り込み予定では9,637件の予定をしております。割合からいいますと90.9%ということになります。給付金の額でいいますと464,528千円を振り込む予定ということになります。給付金の割合でいいますと92.7%の鹿島市の定額給付金を今週じゅうに振り込むということになります。

この実施に当たっての問題点ですけど、鹿島市は3月27日ぐらいに申請書の送付を行いました。それで送付後、直ちに総務部、調整室、総務課に皆さんからのいろんな問い合わせがありまして、1日300件から400件の電話の問い合わせに職員が手分けして説明をしたという状況になっております。また、昼休みの受け付けも実施をしまして、職員が交代で対応に当たったという状況でございます。

先ほど、申請件数とか申し上げましたけど、ここ最近は電話での問い合わせ等も少なくなっているという状況でございます。

問題点ということですけど、これは市民生活、景気対策ということで現金の取り扱いということになったんですけど、初めての経験で、平成13年度ですか、地域振興券の対応とも全然違うような大変な苦勞があったということでございます。また、市民からの問い合わせも

あったということでございます。

銀行での振り込み手数料、一時期は1件当たり315円という手数料の要求があってございましたけど、今回につきましては105円ということで、1件当たりの手数料については105円で落ちついたということでございます。この場合につきましては、佐賀県内におきましては統一された手数料ということになっております。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

本当に実施については、仕事といえども職員の皆様の御協力といえますか、には感謝を申し上げたいというふうに思います。

ところで、先ほどの部長の説明の中で実施率を含めてあります。というのは、よく新聞なんかの情報でいろんな場面があって、世帯の人の関係とかがあって、なかなかうまくいかないというふうなところ、裁判の訴訟を起こしているような地域もあるようでございますが、私も1つの例を申しますが、92歳のおばあちゃんが世帯主なんです。お話を日常、「定額給付金についてどがね」と、「いや、何も知らん」というふうな形で、それ以上、何か踏み込んでなかなかできないというところもあるというようなことで、そういうことでちょっと私も1つ悩みを抱えているわけですが、そのような対応の仕方は実際どのような形にすれば、一応はパターン化していると思いますけども、どのような形、民生委員さんに相談するんですかね。でも、やっぱり市のほうの窓口にですね、本人に来ていただいて申請のやり直しか、来ていることさえもちょっと御存じじゃないというふうなこともありますので、いろんなパターンがあると思うんですけどね、そのときの対応の仕方をちょっと具体的にどのような形で、今後その残りの部分ですよ、残りの部分ですね。やはり申請がなかったりしている分はそういうのがあると思いますので、どのような形で今後、手続を100%まで持っていくためのことをされるのか、お聞きをします。

○議長（橋爪 敏君）

北村総務部長。

○総務部長（北村和博君）

先ほど言いましたように、3月末に1万600世帯の方に申請書の送付をいたしました。それで、郵便局が配達できなかったということで1週間程度は郵便局でお預かりをしていたんですけど、それについても問い合わせがなかったということで287通が市のほうに戻ってまいりました。その287通につきましても、市のほうに問い合わせをされてですね、とりに来られておまして、今現在のところは160件の申請書を市のほうでお預かりをしているという状況であります。それで、この160件につきましては、うちのほうからまた再度申請書をお送りしたいというふうに考えておるところでございます。

先ほど、ひとり住まいの方の申請についてということで、その対応ということでございますけど、なかなか高齢者の方につきましては、申請の仕方がわからないというような問い合わせもあっておりました、もし家族の方がおられましたら、家族の方に本人さんとの確認、子供さんであるとか、お嫁さんであるとか身元が確認できる書類、戸籍謄本とかの写しを出していただいて、そして、その方に申請書を送ったり、またその方の申請書の確認ができる書類を添付していただいて私どもで受け付けをするという方法をとっております。

そろそろですね、私どもも100%の交付に向けて事務を進めていくわけですが、それにつきましては、先ほども中西議員からありましたように、民生委員さんとかいろんな方々の協力を仰ぎながら、完全な交付に向けて作業を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

100%のですね、完全実施を目指して今後頑張っていたきたいというふうに思っております。

私たちももらいっ放しじゃなくて、景気浮揚のためにもらったものは必ず使うというふうな形に市民の皆さんの御協力も得て、景気対策の裏にあるものにしていただければというふうに思っております。

2つ目ですが、今回、地方交付税が交付されております。あるいはいろんな形の地方消費税含めてしてありますが、20年度の問題については、後半、いわゆる景気対策、あるいは地方の力をつけていただくというふうなことで国は方針を示したと思っております。実際、それが実のあるものになっているかどうかというふうなことを私もちょっとよくわかりません。そういう意味で、例年の地方交付税の最後の交付という考え方と、今回、国の政策に基づいて少し地方に力をつけるための交付税のあり方プラスアルファといいますかね、従来と比べた形での20年度の最後の精算といいますか、交付税のあり方といいますかね、その違いがあるのか、それとも従来どおりだったのか、どのような形だったのでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

迎財政課長。

○財政課長（迎 和泉君）

お答えをいたしたいと思います。

まず交付税、地方交付税、普通交付税と特別交付税がございますが、これは20年度も通常とは変わらない。ただ、交付金ということで、実は3月補正の追加でいたしましたが、交付金の部分については、当然国のほうからの財源が参りましたので、その分については3月議会のほうの補正で御協議をいただいたとおりでございます。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

御質問の趣旨がですね、国の政策によって鹿島市の、いわゆる一般的な景気とか、あるいはいろんな社会状況に変動を、変化を与えたかどうかということですかね。どういう影響があったかということですかね。そうではなくて、今の答弁でよろしゅうございますか。

（「そういうこと……」と呼ぶ者あり）まあまあ、そうであれば（「割合のことで結構でございます」と呼ぶ者あり）平成21年度に全部繰り越しておりまして、まだ発注も何もしておりません。その後どういう効果があったのかどうかというのは我々としても、その効果についても検証をしたいと、こういうふうに思います。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

国と地方の関係でね、要するに国が一生懸命地方に力を入れるよと言っているのに、例えばどういう形で、いろんな形の地方の活性化のためのいろんな施策があると思いますけれども、一応交付税というのは一番基本になるんで、国の予算の中でどのような形で地方に来て、地方が潤ったというのはおかしいですね、財源的な問題が少し緩やかになったとか。今までずうっと絞られてきているわけですね、構造改革の名のもとに。それを少し手を緩めたということがあると思ったんで、地方においてどのような形になっているかと。計画的にはそりゃいろんな要素があるから、必ずしもふえているということでもないかもしれんけれども、そういうのがあればということでお聞きをしております。

次に、予算書の中に70が100になるという、充当額というふうな形での説明があるんですが、それはどういう意味か、ちょっとお尋ねをしておきます。

○議長（橋爪 敏君）

迎財政課長。

○財政課長（迎 和泉君）

今、中西議員がお尋ねの件というのは事業債、市債関係の充当率の引き上げについてのお尋ねだと思いますので、お答えをいたしたいと思いますが、先ほど御説明をいたしましたように、農業関係の事業、広域農道であるとか中山間地域総合整備事業、これは充当率が通常90%でございます。これを最終的に国が決定をいたして100%すべてを充当するというところで、具体的な内容については、国の問題でございますので、国の予算として充当率を引き上げることができるということで御理解いただければと思います。

同じく道整備交付金事業については通常の場合、45%でございますが、これについても100%に引き上げられたということでございます。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

いずれにしても、やはり地方の本来の力を持っていくのが、していくのがこれからの地方のあり方だというふうには私は理解をしております。したがって、いわゆる地方が工夫をしていく、あるいは地方自体が知恵を出していくという、そして、それを国にぶつけていくというようなことに流れが変わっていくだろうというふうには私は思います。

したがって、今回のことを含めていろいろな形でのことがあろうと思いますが、ぜひ地方の声をしっかり国に届けるというふうなことの政策の切りかえをよろしく願いをいたしまして、質問を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

1点だけお尋ねをしたいと思いますが、先ほどの歳入の地方交付税の減額と自動車取得税の交付金の減額の説明のところで、昨年アメリカの金融危機の影響だという説明がありましたが、具体的に、じゃあどういう形でこのようになったのかお尋ねをします。

○議長（橋爪 敏君）

迎財政課長。

○財政課長（迎 和泉君）

お答えをいたしたいと思います。

まず今回、大幅に下がりました2つの事業について御説明をいたしましたが、特に地方消費税交付金、これにつきましては19,959千円の減額になっております。この性格的なものを申し上げますと、この地方消費税交付金というのは、いわゆる消費税を払われますよね。今5%の消費税を払われますが、消費税の4%のうちの4分の1が地方消費税ということになりまして県税の収入になります。あと残りが市のほうに入るわけですが、当然消費が減退をいたしますと、この部分については市に入ってくる交付金額というのが少なくなります。これを先ほどはリーマンショック以降の国内の景気低迷というふうな説明をいたしましたが、景気が減退すれば当然地方に入ってくる部分のお金が減るということでございます。同じく自動車取得税交付金につきましても、新たに自動車を購入された場合、その率に合わせて市町村に交付されるお金でございますので、自動車の売れ行きが悪くなったということになりますと、当然市のほうに入ってくる歳入の交付金額が減少すると、そういう意味合いで御説明をいたしました。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいま説明いただきましたが、確かに今、市内の購買力は大きく落ちているというのは事実だと思います。ここに数字でもあらわれておりますがね。大体、去年のそういう状況から今日までに鹿島市全体としてどれくらいの購買力の減退になっているのか、そういう数字というのがわかりますか、どれくらい落ち込んできたのか。例えば、その中には職をなくした人、その他いろいろ出てくるとは思いますがね、そういう具体的な事例が市としてはつかまれているのかどうか。

○議長（橋爪 敏君）

藤田企画課長。

○企画課長（藤田洋一郎君）

私のほうからお答えをいたします。

商業統計とか、その他の統計につきましては、ことしと来年にかけまして行います。まだそういう急激な前年度からの経済の落ち込み、11月ぐらいからの経済の落ち込みについては、その統計データが今から調査をするということで、まだ市としてはつかんでおりません。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

細かなデータは確かに短期間の今の流れの中で、さらに今も動いていますからね、つかまれているとは思いますが、私が言いたかったのは、こういう具体的に落ち込みが見えている、そして市民の暮らしも落ち込んでいる中で、じゃあ、市としてどういう対応がなされてきたかということについての予算的な計上というのが見えないのが残念なんです。1つは国の制度、県の制度などの雇用対策で、さきの議会でもね、いろんなのが提案されましたからそれなりにありますが、例えば、私は今回、積立金なんかのお金が計上されておりますが、これはこれとしての意味合いもあることはわかりますが、こういう今の市民の生活状況が非常に落ち込んでいる、職がないとかいろんな問題がある中で、そういうお金を何らかの形で運用をしながら市民の購買力を上げていくといいますかね、そういうことにやっぱり使えなかったのかと。ぎりぎりの時点での20年度の予算の最終的ですから、それはちょっと難しかったと言えばそれまでかも知れませんが、そういう流れというのはこれまでも具体的にわかっているわけですから、そういう対応こそ、この緊急時には必要ではなかったかと思いますが、その点についての御意見をお聞かせください。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず、減債基金の問題ですがね、これは今年度の予算のずうっと経緯を見てもらえばわかりますけど、かなりの金額を取り崩しております。それを1億円だけ戻したと、こういうことであります。

それから、この景気対策、国の政策にのってですね、全国市町村もそうですが、鹿島市もちゃんといたしました。それプラス直接の消費の喚起という意味で、プレミアム商品券に対する市の補助も10,000千円しておりますし、それから、この本当の、先ほども申しましたが、打った政策が生きてくるのは今年度になって発注をしてからです。

それからもう1つは、これも前の議会で申し上げましたように、国の政策にのってやった。通常の投資事業に対して、通常4億円ベースということをお願いしておりましたが、これにのったがゆえに一億数千万円余ってきたということですね。これはちゃんと平成21年度に使い切りますと、こういうことも言っておりますから、市としては的確にやっているつもりであります。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

いろんな理由はあると思いますがね、緊急時の状況ということになりますと、やっぱりそれに対応できるような政策を進めてもらいたいと。確かに市長はずっと今までおっしゃってきましたが、これまでの負債残高より非常に減ってきたと、努力をしてきたと。努力をされたといえばそれで認められるわけですが、ということは結局、その分だけ市民に対する対応が薄らいでいってきているということだって考えられるわけですね。それはもう事実ですよ。ですから、これは鹿島市自体の状況だけでなく、先ほどから言われておりますが、アメリカの金融状況その他の影響、国の政策、その他によって市民の暮らしも大きな影響を受けている、それはもうそこが一番大きな問題だというのはわかりますがね。わかりますが、そういうときだからこそ、やっぱり組まれた予算を十分に運用しながら市民の暮らしをいかに守っていくかという、そういうことに私は努力をしていただきたいということを常々思っておりますし、そのことをもう一度お話をしまして、終わりたいと思います。何かあればどうぞ。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

平成20年度の鹿島市一般会計補正予算（第7号）の6ページを見ていただきたいと思います。

6ページの一番右の一番下、平成20年度の、これから大体確定に近い数字になりますが、予算、決算が129億円になりました。通常、ここ数年は百十数億円で推移をしておりますが、

その129億円との差額が今回のもろもろの不況に対する市としての上乗せ分ということになりますので、こういうことで、市の今の財政状況等を勘案しながらやった、最大の私たちは努力をしたということでもあります。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

もう言わずにいいわけですが、21年度の予算も通っておりますがね、この21年度、本当にですね、今落ち込んでいるいろんな鹿島の産業がね、少しでもやっぱり上向きになるような政策を具体化してもらいたい。特に農業、それから土木関係ですね、本当に土木関係が落ち込んでいることで多くの人たちの働く場所がなくなっているというふうな状況もありますし、いろんな面での大きな影響がありますので、その辺をいろいろと具体的に上げながら取り組んでいただきたいということを申し上げて、終わりたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第29号 専決処分事項の承認について（平成20年度鹿島市一般会計補正予算（第7号））は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第29号は提案のとおり承認されました。

午前中はこれにて休憩します。午後の会議は午後1時より再開をいたします。

午前11時53分 休憩

午後1時 再開

○議長（橋爪 敏君）

午前中に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第7 議案第30号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第7. 議案第30号 専決処分事項の承認について（平成20年度鹿島市公共下水

道事業特別会計補正予算（第4号）の審議に入ります。

当局の説明を求めます。亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

それでは、議案第30号 専決処分事項の承認について説明をいたしたいと思います。

議案書の13ページをお願いいたします。

地方自治法第179条第1項の規定によりまして、平成20年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、別紙のとおり専決処分をいたしたので、同条第3項の規定によりまして報告をし、議会の承認を求めますのでございます。

次のページ、14ページに専決処分書を添付いたしておりますので、ごらんください。

内容は別冊の補正予算書をお願いしたいと思います。

補正予算書の2ページをお願いいたします。

第1表 債務負担行為の補正ということで添付をいたしております。

平成20年度補正2号によりまして、鹿島市浄化センター等運転管理業務に係る委託料ということで、21年度から23年度までの3カ年間で限度額252,000千円の議決をいただいております。

去る2月13日、入札会が開催されまして3カ年の委託額が確定いたしました。特に現時点で増減の見込みもございませんので、限度額を102,060千円ということで減額の補正の設定をいたすものでございます。

以上、説明を終わりますが、承認方よろしくをお願いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第30号 専決処分事項の承認について（平成20年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正（第4号））は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第30号は提案のとおり承認されました。

日程第 8 議案第31号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第 8. 議案第31号 鹿島市税条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。中村税務課長。

○税務課長（中村和典君）

議案第31号 鹿島市税条例の一部を改正する条例について申し上げます。

議案書の15ページ、16ページをごらんください。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布され、6月4日に施行されるに伴い条例の改正をお願いするものでございます。

改正の内容といたしましては、長期優良住宅、いわゆる200年住宅に係る固定資産税及び不動産取得税の特例措置を新設するものでございます。

最初に、長期優良住宅の定義について御説明をいたします。

第1点は、腐食の防止、地震に対する安全性の確保が講じられていること。第2点は、住宅の利用状況の変化に対応した構造及び設備の変更が容易であること。第3点は、維持保全を容易にするための措置が講じられていること。第4点は、高齢者の利用上の安全性、省エネルギー性などについての措置が国土交通省令で定めるもの、誘導基準に適合する非木造の建物であることとなっています。

今回の特例措置の内容であります。認定を受けて新築された住宅であることを証する書類を添付して市町村に申告書を提出いただくこととなります。

固定資産税につきましては、新築から5年度分の税額を2分の1に減額いたします。また、不動産取得税を課税標準から13,000千円の控除をいたします。また、特例の期間は、平成21年6月4日の施行日から平成22年3月31日までの間に新築されたものに適用することとなっています。これに該当する住宅は鹿島市ではごくまれではないかというふうに考えております。

それでは、議案説明資料の34ページをごらんください。

税条例の一部を改正する新旧対照表でございますが、第10条の2第2項は、新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額を受けようとする者がすべき申告の内容を新設する改正であります。

次に、第10条の2第6項及び第7項は、引用条文の項ずれによる改正であります。

以上で説明は終わりますが、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいま説明いただきましたが、鹿島市においてはごくまれだということでおっしゃいま

したね。ということは、具体的に例えば、今いろんな条件を言われましたが、住宅の広さだとかいろんな条件もあるんですかね、一般住宅としては該当しないということですかね、もう少しその辺の違いを説明してもらいたいんですが。

○議長（橋爪 敏君）

中村税務課長。

○税務課長（中村和典君）

説明不足で申しわけございませんが、資料の36ページをごらんいただきたいと思います。

36ページのほうの下の枠でございますが、一般住宅のモデルと長期優良住宅のモデルの比較をちょっとここに付けているわけでございますが、長期優良住宅については、先ほど申し上げましたように、かなり耐久性とか耐震性、あるいは省エネ性、そういった機能を求められた住宅であるということになります。いわゆるコストがかなりかかっている住宅ということとで考えていただければ結構だと思います。

それで、通常ですね、今までこの制度そのものがなかったわけでございますが、一般住宅については、これにほぼ該当するような住宅はあったかと思いますが、確かに耐震性とか、省エネ性とか、200年以上もてるような住宅というのは余りなかったかと思いますが、それを国があらかじめ今回、期限を22年3月31日までの間に新築されたものについて、この特例措置を適用するということになっております。そういったことで、来年の3月までの新築でない間に合わないという部分ございまして、件数的にはかなり制限されてくるんじゃないかなという見方をいたしております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

という説明になりますと鹿島市ではもうほとんど——ほとんどと言っていいでしょうかね、現実性がないようなことだと思いますがね。例えば、一般住宅などにしても耐震性とかなんかを考えながら、そんな規模は小さくなくてもそういう形での住宅の建設がされる時期だと思いますがね、そういうのに対しては全くの対応はないのでしょうかね。この場合だったらもう本当にこういう家を建てるとなったらお金をいっぱい持った人しか建てられませんからね、そういう人に対する対応は十分なほどされるわけですが、一般の人たちに対するそういう対応というのは制度は何もないわけですかね、耐震性とかなんかに対応した場合の。

○議長（橋爪 敏君）

中村税務課長。

○税務課長（中村和典君）

お答えをいたします。

これまでも一般住宅については税制面の優遇措置はあったわけですが、今議員がおっしゃられるように、耐震性とか耐久性とか省エネ、そういったものについては、優遇ということじゃなくて建設に対する補助、そういったものが国とか県とかあっているということをちょっと聞いたことがございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

もう1点だけお尋ねします。

36ページの説明書の上の囲まれた枠の中で「上記は、現行の住宅ローン減税、バリアフリー改修促進税制、省エネ改修促進税制との選択制」と書かれておりますが、これはどう解釈するのでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

中村税務課長。

○税務課長（中村和典君）

お答えをいたします。

この36ページの説明資料につきましては、所得税法の取り扱いを説明した資料でございます。それで、議員今おっしゃられますように、住宅ローン減税とか、バリアフリー改修促進税制、省エネ改修促進税制との選択制となっておりますが、この判定につきましては、国の所得税法にのった判定になるかと思っております。

それで、市税の取り扱いにつきましては、先ほど申し上げた固定資産税を新築から5年度分、2分の1に減額をすとか、あるいは不動産取得税について課税標準から13,000千円を控除すとか、そういったメリットでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

最後にしますが、先ほど減税された分ですね、その分についての財源は国からすべて来る体制ですか、それとも市が賄うという体制になるわけですか、先ほど説明された分について。

○議長（橋爪 敏君）

中村税務課長。

○税務課長（中村和典君）

減税された分の補てんについては、多分国のほうからはないかと思えます。

普通交付税とかそういった算定の中に算入される可能性もございますが、ちょっと今の

ところ把握をいたしておりません。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今、減税された分については国からはないと思いますということですがね。じゃあ、例えば、ここに「標準的なかかり増し費用の10%をその年分の所得税額から控除（最大控除可能額：100万円。」ということで書かれておりますが、こういうお金は、じゃあ、国がそういう制度をつくったんだけど、例えば、1,000千円控除をした場合に国から来ないということになりますと市がこれを持たんといかんということになるわけですかね、そういう状況ですか。

○議長（橋爪 敏君）

中村税務課長。

○税務課長（中村和典君）

お答えいたします。

先ほど、36ページの表によって説明したわけですが、これはあくまでも所得税法にかかわる控除の方法でございまして、この適用を受けるためには住宅の建築者、いわゆる市民が申告をなされます。それで個人に対して軽減がされる税額でございまして、市役所に戻ってくる金ではないということで承知をいたしております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ちょっと私、理解できない。申しわけありません。結局、これで見ますと最大控除1,000千円としますね。これは市役所に普通だったら控除ないから1,000千円入ってきて普通でしょう、1,000千円、これは控除ですから当然取るべきものが少なくなるわけでしょう。それは市に来るべきものじゃなかったということなんですかね、その辺の。

○議長（橋爪 敏君）

中村税務課長。

○税務課長（中村和典君）

再度お答えをいたします。

住宅取得控除等については、個人の申告による自分が納めた所得税からの還付ということになりますので、そういった取り扱いになるかと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

申しわけありません。私まだ十分わかりませんが、いずれにしても、この制度というのは鹿島には余りなじむような制度でないということはそれだけのことができるだけのね、一般市民には関係ない——全くじゃないでしょうけど、やっぱりお金をいっぱい持った人のための優遇措置だなという気がしますね。先ほどんとはちょっとよくわかりませんが、後でまた個人的な御指導をお願いして終わりたいと思います。済みません。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第31号 鹿島市税条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第31号は提案のとおり可決されました。

しばらくお待ちください。

日程第9 議案第32号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第9．議案第32号 鹿島市固定資産評価員の選任についての審議に入ります。

お諮りします。本案は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

御異議ないものと認め、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第32号 鹿島市固定資産評価員の選任については、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第32号は中村和典君を鹿島市固定資産評価員に選任することに同意することに決しました。

しばらくお待ちください。

日程第10 常任委員の選任

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第10. 常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項により、松田義太君、松本末治君、馬場勉君、徳村博紀君、水頭喜弘君、中西裕司君、松尾征子君、橋爪敏、以上8名を総務建設環境委員会に、松尾勝利君、光武学君、森田和章君、福井正君、橋川宏彰君、谷口良隆君、小池幸照君、中村雄一郎君、以上8名を文教厚生産業委員会にそれぞれ指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員に選任することに決しました。

ただいまから各常任委員会の開催をお願いします。総務建設環境委員会は第1委員会室、文教厚生産業委員会は第2委員会室で行い、年長の議員でそれぞれ主宰してください。

暫時休憩します。

午後1時22分 休憩

午後2時16分 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、報告いたします。各常任委員会の委員長及び副委員長の互選の結果を報告いたします。

総務建設環境委員長に水頭喜弘君、副委員長に徳村博紀君。文教厚生産業委員長に福井正君、副委員長に松尾勝利君、以上のとおり決定いたしました。

日程第11 議会運営委員の選任

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第11. 議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、徳村博紀君、福井正君、水頭喜弘君、中西裕司君、谷口良隆君、小池幸照君、以上6名を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました6名の諸君を議会運営委員に選任することに決しました。

ただいまから議会運営委員会の開催を第1委員会室で行い、年長の議員で主宰してください。

暫時休憩します。

午後2時18分 休憩

午後2時33分 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、報告いたします。議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選の結果を報告いたします。

委員長に谷口良隆君、副委員長に徳村博紀君、以上のとおり決定いたしました。

以上をもちまして今期臨時会に付議された案件は全部終了いたしました。

よって、今期臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後2時33分 閉会

以上、会議の次第を記載し、内容については正当なることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

鹿島市議会議長 橋 爪 敏

会議録署名議員 9番 水 頭 喜 弘

同 上 10番 橋 川 宏 彰

同 上 11番 中 西 裕 司